

【粗大ごみの収集日程】

Table with columns: 月日 (Date), 時間 (Time), 収集場所 (Collection Location). It lists collection schedules for June 14, 15, 21, and 22, including various locations like 西会津交番裏駐車場, 杉山集会所前, etc.

◆無料で取り扱うもの
タンス・茶棚・本棚・テーブル・机・イス・こたつ・ふとん乾燥機・掃除機・ステレオ・ミシン・自転車・三輪車・一輪車・オルガン・エレクトーン・鏡台・チャイルドシート・スノーダンプ・家庭用ガス湯沸かし器・ストーブ(灯油を抜いたもの)・応接セット(パネを抜いたもの)など

粗大ごみの収集を左表の日程で行います
この機会に適切に処理しましょう

◆有料で取り扱うもの
バイク・農機具・トタン・鉄くず・針金類・スプリング・ドラム缶・ボイラー・バッテリー・金庫類・タイヤ・タイヤチェーン・モーター類・ビニールシート・ビニールトンナールシート・苗箱・廃油・揚水ポンプ・風呂釜・給湯器・ステンレス風呂桶・サイディング など

◆有料の場合の料金(一例)
◎ボイラー 5000円/台
◎田植機 2000円/台
◎風呂釜 1000円/台
◎廃油 2000円/18リットル
◎草刈り機 700円/台
◎肥料袋 200円/詰
◎ビニールトンナールシート 200円/詰
◎苗箱 200円/詰

◆注意
◎必ず指定された時間内に出してください。
◎事業活動により発生したごみは出せません。
◎粗大ごみを持ち込む際は、回収のときに立会いをお願いします。(持ち込んだ粗大ごみの中に、回収できないものが含まれていた場合、有料ごみにかかる支払い等があります)
◎耕うん機などの大きなものは、事前に町民税務課に問い合わせください。

◆次のものは収集しないので出さないでください
◎ストーブ、バイクや農機具などは、ガソリンやオイルなどを必ず抜き取ってから出してください。
◎トタンやビニールなどは必ずひもで縛ってください。
◎エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、パソコン

◆お問い合わせ先
町民税務課 町民生活係
☎45-2215

お知らせ
INFORMATION

狂犬病予防集合
注射は6月20日

令和3年度の狂犬病予防集合注射の日程は6月20日(日)です。忘れずに予防注射を受けてください。動物病院などで予防注射を受けた場合は、町役場で注射済証(550円)の交付を受けましょう。
犬の登録が済んでいない場合は、速やかに登録の申請をお願いします。
また、犬の死亡や飼い主の所在地が移動(転入など)した場合は、速やかに登録の申請をお願いします。



た場合も届出が必要になりますので、早めに手続きをお願いします。
◆お問い合わせ先
町民税務課 町民生活係
☎45-2215

20歳になったら「国民年金」
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金への加入が義務付けられています。会社員や公務員で厚生年金に加入している人以外の方が20歳になると日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせと納付書が送付されます。
令和3年度の国民年金保険料は月額1万6610円です。納付書が手元に届いたら、期日までに忘れず納付をお願いします。
保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度がありますので、町役場や年金事務所に相談ください。ま



YouTubeの公式チャンネルからご覧いただけます。ぜひご覧ください。

◆お問い合わせ先
町民税務課 町民生活係
☎45-2215
会津若松年金事務所
☎0242-27-5321

英語検定料補助のお知らせ

町では、中学生の英語力向上と主体的な学びを応援するため、英語検定を受ける際の検定料を補助しています。受験日や試験会場は問いません。詳細は町ホームページをご覧ください。
◆申請・問い合わせ先
学校教育課 学校支援係
☎45-2216

「クールビズ」を実施します

町役場では、地球温暖化および省エネルギー対策の一環として、5月1日～10月31日までの間、職員が上着、ネクタイを外した軽装(クールビズ)で業務を行います。ご理解とご協力をお願いします。
◆お問い合わせ先
総務課 行政管理係
☎45-2211

住宅などへの再生可能エネルギー導入を支援します

町では、自然と共生する美しく快適なまちづくりの推進を目的に、「再生可能エネルギー設備等設置事業補助金」による再生可能エネルギー設備の導入を支援しています。
なお、補助金を受け

- ◆補助対象者
太陽光発電や風力発電、バイオマス燃料ストーブなどの設備を設置予定で、町税などの滞納がない人または法人
◆補助対象施設
町内の一般住宅、事業所、農業用施設
◆補助金額
①太陽光発電 発電容量1kw当たり3万円(上限12万円)
②太陽熱利用(給湯システム・ソーラーシステム) 工事費の10割(上限5万円)
③風力発電・小水力発電 工事費の10割(上限10万円)
④バイオマス燃料ストーブ(1台当たり5万円以上)のもの、煙突などの工事費を含む 購入費・工事費の3分の1(上限10万円)
⑤雪氷熱利用 工事費の10割(上限10万円)
◆お問い合わせ先
企画情報課 企画政策係
☎45-4536

# “西会津町消費回復商品券”を配付します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ個人消費の回復と町内経済の活性化を図るため、町民一人当たり5,000円の「西会津町消費回復商品券」を配付します。昨年6月と11月に配付した商品券の第3弾で、商品券の名称と図柄を変更しています。

### ◆利用できる事業所について

○今回は、「地元店舗専用券」と「共通券」の2種類があります。使える店舗が異なりますので、十分にご注意ください（下記見本参照）。



▲青色が地元店舗専用券。3,000円分を配付



▲オレンジ色が共通券。2,000円分を配付

- 同封している「西会津町消費回復商品券・取扱店一覧」に記載のある事業所などで利用できます。詳細は、町ホームページでも確認できます。
- 利用できる事業所などには「西会津町消費回復商品券取扱店」の表示があります。
- 商品券の取り扱いを希望される事業者は、西会津町商工会に問い合わせください。

### 〈問い合わせ先〉

(商品券の取扱全般、取扱事業者について)  
町商工会 ☎45-3235  
(商品券事業全般、配達関係について)  
商工観光課 商工観光係 ☎45-2213

### ◆商品券について

世帯主宛てに世帯人数分の商品券を送付します。

### ◆基準日

令和3年4月1日に西会津に住民票がある人が対象です。4月2日以降に転入、出生した人は対象になりませんのでご注意ください。

### ◆配付時期

簡易書留郵便で5月中旬から下旬にかけて配付するため、地区や家庭により配付時期が異なります。「近所に届いているのに、まだ自分には届いていない」という場合もありますので、あらかじめご了承ください。

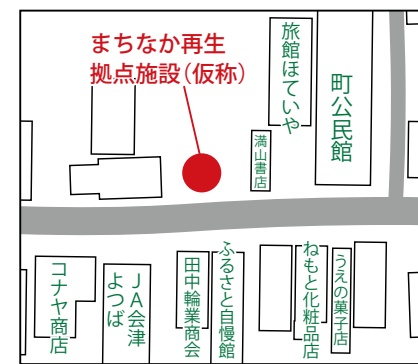
### ◆利用期限について

令和3年9月30日まで

**まちなか再生拠点施設(仮称)プレオープン**

野沢原町の旧野口燃料店を改修し整備した「まちなか再生拠点施設(仮称)」がプレオープンしました。

この施設は、野沢中心部ににぎわいを創出するための交流拠点として、子どもから高齢者、町内外を問わず広く利用することができると期待されています。今後は、2階部分をテレワークスペースとして整備するほか、愛称の募集も行う予定です。



**◆利用について**

施設の利用には予約が必要ですが、利用料を当面の間は無料とします。利用を希望する場合は、商工観光課まで問い合わせください。

**○屋内**

道路に面したホールと和室の2部屋で、Wi-Fi環境も整備されています。少人数での打ち合わせや研修会、各種サロンの活動、ワークショップなど、さまざまな用途に利用できます。

**「利用可能時間」**

午前8時～午後9時

**▲施設の外観**



**○屋外**

屋根付きのオープンスペースで、フリーマーケットやイベント時のお休み処などに利用できます。



**〈予約・問い合わせ先〉**  
商工観光課 地域振興係  
☎45-2213

**売上の減少した  
中小業者に  
一時金を交付します**

町では、福島県新型コロナウイルス緊急対策に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付します。

対象者は、県内の飲食店と直接または間接の取引がある

り、不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより令和3年1月または2月の売上が前年同月比で30%以上50%未満、かつ10万円以上減少した事業者で、国や県の一時金および福島県緊急対策における営業時間短縮妖精の対象とならない事業者です。一時金は一律10万円を支給します。

**〈申請・問い合わせ先〉**  
町商工会  
☎45-3235  
商工観光課 商工観光係  
☎45-2213

**自治区で行う除草  
作業を支援します**

町では、自治区で行う生活道路の除草作業に対し、次のような支援を実施しています。いずれも申請が必要となりますので、詳しくは左記まで問い合わせください。

**◆支援内容**

- トラクター装着型草刈り機の無償貸与

**○自走式草刈り機の無償貸与**

- 草刈り機械用混合油などの無償交付（1回10リットル・年2回まで）

**〈問い合わせ先〉**  
建設水道課 管理係  
☎45-4530

**地震の頻発による「ため池」の管理に注意**

令和3年2月13日と3月20日に県内で震度5以上の地震が発生したこと、ため池では次のような異常がみられる場合があります。異常と思われる状況を見つけた場合は、農林振興課まで連絡をお願いします。

- ◆異常な状況の例**
- ため池から下流水路に流れる水にいつもより土が混ざっている。または、水量が多い。
- ため池の堤体に水の漏れる穴がある。
- ため池に水がたまりにくくなっている。

**農作業中の熱中症に注意**

ここ数年、県内では熱中症が原因で亡くなる人が増加しています。熱中症は農作業中にも発生

しており、例年5月上旬から熱中症の危険が高まりますので、普段から天気予報を確認し、こまめな水分補給や帽子をかぶるなど熱中症対策に取り組みましょう。

**〈問い合わせ先〉**  
農林振興課 農政係  
☎45-4531



日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」がはじまります。

**経済センサス 活動調査**

全国すべての事業所・企業が対象です。

令和3年6月1日

総務省・経済産業省・福島県・西会津町からのお知らせです。